

ホームステイと主催旅行契約

高橋 弘

目次

- 一 はじめに
- 二 一九九九年二月二日の欧州裁判所先決的判決
- 三 ドイツの対応
- 四 おわりに

一 はじめに

現在行われているホームステイ旅行にもいろいろな種類があるであろうが、生徒が、その国民と文化を知るために、受入国において学校に通学することを目的とし、かつ、その範囲内で、生徒がホストファミリーのもとで無償で家族構成員のように宿泊する半年又は一年間の生徒交換を内容とする「古典的な」ホームステイ旅行は、パック旅行(主催旅行)といえるか。このことがパック旅行に関するEC指令の解釈で問題となった。以下に見るように、一九九九年二月一日の欧州裁判所先決的判決は、当該フィンランド事案につきパック旅行性を否定した。このため、近時、このようなホームステイ旅行をパック旅行として位置づけてきたドイツでは、ドイツ民法中に新たな第六五一条の規定を挿入して、パック旅行としての取り扱いを継続する方法を採った。こうした状況を以下に紹介したい。

二 一九九九年二月一日の欧州裁判所先決的判決

Rs. C-237/97 (AFS Intercultural Programs Finland ry)

フィンランドでの開始手続き (Ausgangsverfahren) の原告は、国際的に生徒の交換留学を調整している公益社団である。原告は、その定款上の任務の遂行のため、寄付者からの金銭及びフィンランド国家による支援をも得ている。仲介される生徒は、外国のホストファミリーに受け入れられる。原告は、旅行主催者の公的な登録簿に登録せよとの指示に対して裁判上争っている。この登録簿は、パック旅行指令九〇/三一四EECをフィンランド法に国内法化した法律によって規定されている。先決的判決 (Vorabentscheidung) を要請された欧州裁判所 (第五部) は、指令を当該事案に適用できないと判示した。

1 欧州裁判所 (第五部) の先決的判決要旨

一九九〇年六月一三日の欧州閣僚理事会指令九〇/三一四EECは、以下のような旅行には適用されない

— およそ半年又は一年間の生徒交換を内容とし、

— 生徒が、その国民と文化を知るために、受入国において学校に通学することを目的とし、かつ

— その範囲内で、生徒がホストファミリーのもとで無償で家族構成員のように宿泊する。

2 欧州裁判所の先決的判決に至る経緯

フィンランド最上級行政裁判所 (Korkein hallinto-oikeus) は、欧州裁判所に、欧州連合条約第一七七条の規定による先決的判決を求めて、一九九〇年六月一三日の欧州閣僚理事会のバック旅行指令九〇/三一四EEC(以下では、指令という)の解釈に関する二つの質問を提出した。質問は、国際的に生徒の交換留学を調整しているフィンランドで活動中の公益社団である AFS Intercultural Programs Finland ry (以下では、AFS Finland とする。なお、AFSとは、American Field Service の略称であり、高校生の交換留学を行う文化交流団体をいい、本部は米国にある。)が行っている活動に指令の適用、とりわけ指令第七条(旅行主催者等の支払不能の場合における旅行者への旅行代金の返済及び帰路旅行の保証)の適用があるかについての行政争訟手続の中で提起された。指令の第一の理由付けでは、共同体の主たる目的の一つは、旅行部門がその重要部分である域内市場の確立であるといい、指令の第五の理由付けでは、旅行の重要性に言及する委員会のイニシアチブを閣僚理事会が歓迎しており、かつ旅行政策に関する委員会の最初の意見表明に注目しているといい、指令の第七の理由付けでは、旅行が加盟各国の経済において急速に重要性を増しており、バック旅行が旅行の重要部分を占めていると述べている。指令は、その第一条によれば、共同体内で販売され又は販売のために申し込まれたバック旅行(バック休暇旅行及びバック周遊旅行を含む)に関する加盟各国の法律、規則及び行政規定の同一化を目的としている。指令第二条の規定は次のとおりである。

第二条 本指令の意味において次のように定義する

1 「バック旅行」とは、以下の二つ以上の給付が包括代金で販売され又は販売のために申し込まれ、かつサービスが二四時間を超える期間にわたり又は一泊の宿泊を含むときに、予め確定された二つ以上の給付の組み合わせをいう。

a) 運送

b) 宿泊

c) 運送又は宿泊に付随してではなく、かつ、パック旅行の重要な部分を占めるその他の旅行サービス。

(二つの同一のパック旅行という枠内で履行される) 個々のサービスが分離して算定されている場合でも、旅行主催者又は旅行仲介者は本指令の下における義務を免れない。

2 「旅行主催者」とは、時折ではなく、直接であれ旅行仲介者を通じてであれ、主催旅行を組織して販売する又は販売のために申し込みをする者をいう。

指令は、第三条乃至第六条にパック旅行に関連する一定の危険からの、さらにはパック旅行の記載における誤解させるような記載事項からの消費者の保護、パック旅行代金の支払方法、並びに旅行主催者及び／又はパック旅行の仲介者とその相互に結びついたサービスがパック旅行を構成する個々のサービス提供者との間の責任の分配に関する規定を内容としている。消費者がパック旅行の開始を妨げられるときは、指令第四条第三項により、消費者は、出発日前の是認できる期間内に旅行主催者又は仲介者に、旅行参加に必要な全条件を充足する者に予約を譲渡する旨を通知して、予約を譲渡できる。指令第七条は、次のようにいう。「契約当事者たる旅行主催者及び／又は仲介者は、支払不能又は破産の場合に支払われた金額の返済及び消費者の帰路旅行のための保証を証明しなければならない。」と。

フィンランドでは、指令は、二つの法律によって、すなわち、「旅行主催者に関する法律(Valmismatkalikelailia Nr. 1080/1994)」及び「組織された旅行に関する法律(Valmismatkalailia Nr. 1079/1994)」によって、国内法化された。前者の法律によれば、旅行主催者は、消費者問題庁(Kulttuurivirasto、以下では官庁という)で管理されている登録簿に登録しなければならない。この法律の第八条によれば、旅行主催者は、万一の倒産を顧慮して、この法律により旅行

者に属する権利を保護するために、官庁が認める保証を提供する義務を負う。

AFS Finlandの定款によれば、その社団の目的は、国際協力と異文化交流の促進にある。このため、AFS Finlandは、他の国々で活動するその姉妹組織と同様に、一六歳から一八歳までの生徒の交換プログラムを作成している。その活動は、様々な寄付者による支援とボランティアの働きに依っている。その活動の財政的支援として、AFS Finlandは、フィンランド国家の支援も得ている。AFS Finlandは、年に二回、原則として六ヶ月乃至一ヶ月間、生徒を外国に派遣している。生徒は、受入国の学校に通学し、彼らを無料で受け入れてくれる家庭で生活する。生徒は、AFS Finlandが話し合いに基づいて選抜し、かつ受入家庭で宿泊する。その後、社団は、受入国への定期航空便により生徒の旅を組織する。一般には、ホストファミリーが生徒を到着地まで迎えにくる。出発前に、生徒はその両親と共に外国生活の準備のための講習会に参加する。生徒が交換プログラムに採用されたとき、すなわち、通常は出発の二ヶ月前に、交換費用の一〇％を支払う。残額は、旅行開始前に三回の分割で支払う。生徒は、出発時に、予め航空会社に支払われた帰路航空便の搭乗券を入手する。AFS Finlandに支払われた金額の一部は、弁済準備金(Reservfond)に積み立てられ、生徒が帰路航空便の搭乗券を使用できないときに、この準備金から生徒の帰路旅行のために支払われる。

官庁は、一九九五年八月二五日にAFS Finlandと、「当方の見解によれば、貴社団の生徒交流活動は、組織された旅行の主催に当たる」と通知した。官庁は、社団に一ヶ月の猶予を与え、この期間内に旅行主催者の登録簿に登録すべきであり、これに従わないときには、社団活動の継続を禁止できると警告した。AFS Finlandは、この登録要求に従わなかったため、官庁から一九九六年一〇月一四日の決定により、その活動を停止するよう求められた。この決定に対して、AFS Finlandは、指令の意味におけるパック旅行を主催していないとの理由で、最上級行政裁判所に取消

の訴えを提起した。

争訟係属裁判所による先決的判決の要請に基づき、欧州裁判所は、パック旅行指令は当該事案には適用されないと判示した。

3 欧州裁判所の先決的判決理由から

欧州裁判所は、以下のように詳論した。数字は、判決文に付された Textziffer (Tz.) である。

17 (加盟国の) 国内裁判所は、まず、その第一質問の第一部分により、指令が以下のような旅行に適用されるか、を知りたがっている、すなわち、

—— およそ半年又は一年間の生徒交換を内容とし、

—— 生徒が、その国民と文化を知るために、受入国において学校に通学することを目的とし、かつ

—— その範囲内で、生徒がホストファミリーのもとで無償で家族構成員のように宿泊する。

18 AFS Finland は、以下のように指摘する。指令の適用、とりわけその第七条の適用は、社団の活動において担保提供のための過度な費用を要求し、このため、生徒各人への費用の値上げをもたらし、国際的な観点からも国内的な観点からも生徒交換を消極的にする。交換の目的は、国際精神教育の、平和意思の及び国際的意思疎通の促進である。この目的を達成するために、AFS Finland は、若者達を受入国に運送し、彼らのためにホストファミリーを見つけないければならない。しかし、このサービスマネット組織は、旅行目的を追求しているのではなく、かつ運送が、生徒交換によって作られる経験のかなりな部分を占めていると見ることが許されない。

19 指令が考慮することを望んでいる消費者保護の特別な要求は、旅行部門における競争の激化によって生じた。し

かし、公益施設は、そうした競争関係の中で活動するものではなく、かつ、その活動は、消費者保護を害する何らの兆候も示していない。それゆえ、生徒交換の枠内で行われている運送は、指令の適用範囲から除外されるべきだと。

20 フィンランド政府の見解は次の通りである。休暇旅行者のみが指令によつて導入された保護を請求しようと、指令は解釈できない。また、指令は、旅行が経済活動の枠内で主催され、又は販売のために申し込まれることを要求していない。臨時に行われる活動のみが、その適用範囲から除外される。加えて、宿泊の種類、等級又は期間に関する特別な条件は、指令の中には規定されていない。指令の定義によれば、パック旅行は、包括代金で販売され又は販売のために申し込まれる。開始手続きで、宿泊が一定期間であり、かつ、反対給付なしになされることは、指令の適用上は取るに足りない。重要な要素は、宿泊の組織が包括代金に含まれているという事実である。それゆえ、生徒交換は、運送及び宿泊の組織を包括しており、このため、「その他の旅行サービス」の概念の解釈は重要ではない、と。

21 連合王国政府の意見は次の通りである。指令の一般的な構成及び目的から、指令は、旅行部門には適用されるが、AFS Finland が専念してきたような教育措置には及ばない。指令第二条第一項c号が「その他の旅行サービス」に關係しているということは、包括的なサービスのパックが指令の適用範囲に属すべきときには、旅行サービスの枠内で運送・宿泊以外の要素も提供されなければならないことを示している、と。

22 欧州委員会の見解は次の通りである。指令は、旅行の目的とは關係なく適用される、しかも、たとえば消費者が目的地で教育を受けるために目的地に赴くときにも適用される。また、生徒交換は、主催者が営業者ではないという理由では、指令の適用範囲から除外されない。さらに、消費者が自ら旅行費用全額を負担しないときにも、指令

は適用可能である。

23 交換プログラムへの参加許可が、生徒の人柄及びプログラムが行われる土地と受入ファミリーとに順応する能力の判断に左右されるという事実は、指令の意味におけるパック旅行が問題なのではないことを明示している。それゆえ、生徒交換への参加は客観的な要素に依っているのではなく、かつ消費者がパック旅行の出発を妨げられたときは、消費者は参加条件をすべて充たした者にその予約を譲渡できるとする指令第四条第三項は、本件交換には適用できない。それゆえ、AFS Finland が組織した生徒交換は、指令の意味におけるパック旅行を意味しない。なぜなら、生徒が家族構成員同様に取り扱われるファミリーでの比較的長期のかつ反対給付の伴わない滞在は、指令の意味する宿泊とは見なされないから。最後に、生徒交換の枠内でなされる旅行サービスも、給付全体の重要な部分を構成していない、と。

24 まず、指令第二条第一項によると、パック旅行は、サービスが二四時間を超え又は一泊の宿泊を含むときに、「運送」、「宿泊」、「運送又は宿泊の付随的給付ではなく給付全体の重要な部分を占めるその他の旅行サービス」というサービスの二つ以上の予め確定された組み合わせをいうことを思い出さなければならぬ。

25 AFS Finland は、定期航空便での受入国への生徒の運送を組織しているから、問題の旅行は指令第二条第一項の「運送」という要件を充たしている。

26 「宿泊」という概念の解釈については、このサービスは成程伝統的にはホテル、旅館又は類似の施設により対価と引き換えに履行されるが、このサービスを有償で履行するこれらの施設での滞在が、指令の意味する「宿泊」概念の必要な要素ではないことが確定される。

27 パック旅行に含まれる宿泊が通常比較的短期のものであるということも、指令の意味する「宿泊」という概念の

決定的な要素とは見なされえない。すなわち、フィンランド政府が述べているように、指令第二条第一項によれば、最長期間は規定されていないので、二四時間を超えるすべての旅行がパック旅行の定義の下に入る。

28 しかし、以上のことから当然の帰結として、生徒が家族構成員同様の取り扱いを受け、その家庭の子供とされるようなホストファミリーでの生徒の滞在が、指令の意味する宿泊とみなされるとの結果が生じるわけではない。すなわち、時として有用と考えられた宿泊の種類、その無償性及び期間は、それ自体、指令の意味する宿泊の概念にとって決定的な基準ではないとしても、総合的に判断すれば、前述のすべての要素を示している（家庭への）受入が、指令によれば宿泊とは性質づけられないとの結果を生ずる。

29 したがって、開始手続きで問題となったように、生徒交換は、指令第二条第一項による「宿泊」の構成要素を充たしていない。それゆえ、当該交換が、運送又は宿泊の付随的給付ではなく給付全体の重要な部分を占める「その他の旅行サービス」を含んでいるかが検討されるべきである。

30 これに関しては、まず、パック旅行の主催者による生徒の選抜が、それ自体、指令第二条第一項c号の旅行サービスとは見なされることが確定されなければならない。国際的な生徒交換に参加する生徒に提供されるこのサービスは、特に参加者の教育を目的としている。

31 さらに、生徒の滞在のためのホストファミリー選抜におけるサービスは、指令第二条第一項c号の付随的給付をいい、したがって、その他の旅行サービスの概念には入らない。

32 外国での滞在に必要な書類の準備並びに外国での生活を準備するために出発前に生徒が両親と訪れる講習会が、その他の旅行サービスの概念に入るかどうかは、決められない。いずれにせよ、それらは給付全体の重要な部分を構成しなければならないという指令第二条第一項c号の構成要素を充たしていない。

33 したがって、指令の意味のバック旅行と認められるためには、開始手続きで問題となった類の生徒交換は、必要な要素を示していないことが確定されなければならない。

34 それゆえ、第一質問の第一部につき、指令は、以下のような旅行には適用されない

—— およそ半年又は一年間の生徒交換を内容とし、

—— 生徒が、その国民と文化を知るために、受入国において学校に通学することを目的とし、かつ

—— その範囲で、生徒がホストファミリーのもとで無償で家族構成員のように宿泊する。

35 上述の詳論から、(加盟国の)国内裁判所のその他の質問の解答は、不必要である。

三 ドイツの対応

ドイツ民法第六五一一条(新規)は、二〇〇一年七月二三日の旅行規定の第二改正法によって挿入され、二〇〇一年九月一日以後に締結される契約に適用された(民法施行法第二二九条の四第一項)。同条は片面的強行規定である(第六五一m条)。この規定が挿入されたのは、受入国への運送、ホストファミリーの選択及び学校通学の可能性が組み合わされた生徒旅行が指令の意味するバック旅行に当たるかという問題に関する上記の欧州裁判所の先決的判決が契機であった。この判決により、なるほど定期航空便による運送の組織は、指令第二条第一項a号のいう「運送」の要件を充たしているが、先決的判決のテキスト28に述べられているように、家族構成員のように取り扱われるホストファミリーのもとでの生徒の滞在は、指令の意味する宿泊とはみなされないことが確定された。

ドイツでは、毎年、一万人以上の生徒がアメリカのハイ・スクールへ比較的長期間行っている。この旅行は、典型

的な旅行主催者とはみなされない組織によって行われている。この旅行主催の法的な基本条件は明確でなかった。外国学校滞在の主催者が若者達の保護のためにどのような措置を取るべきかについての規制はなかった。ほとんどが未成年の生徒達が学校で又はホスト親達の下で問題を持ったときに、このような旅行の多くの組織は対応策を持たず、生徒達は他人達の中で孤立した。未成年者や親達にとって全く不満な状況にあった。

このため、近時、ドイツでは、パック旅行契約の民法規定が生徒交換に適用されていた。すなわち、欧州裁判所の判決以前の一九九九年一月二〇日のカールスルーエ高裁判決では、主催者が航空便、宿泊等の広範なサービスを履行する義務を負うアメリカでの一年間の高校通学に関する契約には、(主催)旅行契約法の瑕疵担保規定が適用されるとされ (OLG Karlsruhe, MDR 99, 922. これ以前の同様の判決として、一九九八年一月二八日のカールスルーエ高裁判決、NJW-RR 98, 841, 一九九七年二月二〇日のハイデルベルク簡裁判決、RRa 98, 52 も参照)、上記欧州裁判所の判決以後の二〇〇〇年二月四日のケルン高裁判決でも、その国民と文化を知るために外国(英国及びアイルランド)で学校に通学し、その範囲内でホストファミリーのもとで無償で宿泊することを目的とする、運送、受入国での授業の実施及び宿泊の提供の世話を引き受ける生徒交換プログラムを行う登録済社团は、「旅行主催者」とみなされ、当該社团によって使用される関係生徒との契約のための普通取引約款は、民法第六五一 a 条以下の強行規定と比較検討されるべきであると考えられた (OLG Koeln, NJW-RR 00, 1509 u. RRa 01, 3. 3067, LG Duesseldorf, RRa 01, 75 も参照)。

上記の一九九九年二月一日の欧州裁判所先決的判決は、ドイツの法状況に不安定をもたらした。なるほど、こうした事案を指令が規定していない国内法化法の適用範囲内にドイツ法が取り込んだとしても、EC法の観点からは問題はない。なぜなら、指令第八条は、消費者保護のために、加盟国は指令よりも厳格な規定を採用又は選択できるとしているからである。しかし、この欧州裁判所判決は、ドイツの裁判所にとっては、ドイツの旅行契約法の適用範囲

を将来制限するための根拠となりうるように思われた。このことは、意図されてもおらず、かつ正当でもない規定の欠缺をもたらすため、適切な明確化が必要に思われた。

証明書発行手続きによって立法措置が避けられ得るかどうかも考慮された。結論において、これは否定された。現在、証明書発行手続きは存しない。これは効果的でもない。

立法者は、次のように言う。二〇〇一年五月現在、若干の旅行主催者は、国際的な外国学校滞在のための基準を作成している。ただし、基準がどのような形態をとるのか、いつ決定されるのかは確定していない。また、すべての旅行主催者がこの基準に従うかどうか不明でない。その上、基準の遵守を有効に実施するために、メカニズムが用意されなければならない。ここに提案されている規制によるのは異なり、このような基準は、行政的に実施されるものであろう。これに対して、ここに提案されている規制は、重要な要求自体を確定し、かつ旅行者にこの基準自体の遵守手段を提供することによって、旅行契約法の市場経済的な要素に全幅の信頼を置いている。この方が、基準が取り出されるまで待つてから、その一般的な実施を行うよりも、より確かであり、効果的でありかつ費用がかからない。予定されている規制の場合、本草案は、この目的の国内法化のために適切かつ十分な旅行契約法の必要不可欠な補充に限定している。これに対して、この契約のための包括的な特別法を公布すべきだとする提案は(Gutachten der Wissenschaftliche Dienste des Deutschen Bundestages, Fachbereich IX, vom 31. August 1999, Reg.-Nr. WF IX-119/99) 採り上げなかった。それは、不必要な再調整を生ずることになるからである。

このため、ドイツでは、ほとんど未経験な旅行者にバック旅行契約法の保護を与えるために、民法第六五一一条により外国学校滞在への適用範囲が法律的に確定された。ただし、フィンランドと異なり、ドイツには主催旅行業者等の登録制度はないが、AFS Finlandが先決的判決のテキスト18で指摘しているように、旅行主催者の倒産に備えて旅

行代金及び帰路旅行費用の償還を担保するため、旅行主催者は保険をかけ又は銀行保証を得なければならないため（指令第七条、ドイツ民法第六五一k条）、過度な費用を要し、生徒各人への費用の値上げを生じ、「古典的な」国際交流団体にとっては、生徒の国際交流を消極的にするおそれはある。この保険又は銀行保証による担保提供の適用除外としては、第六五一k条第六項第一号（旅行主催者が時折にのみかつその営業活動外で旅行を主催するとき。この規定はEC指令第二条第二項に由来する）がある。ドイツでは、この「時折」とは年一回又は二回とされるが、主催者が予め実施する旅行のための年間プログラムを確定するときは、「時折にのみ」の主催者活動とは評価されない。このような場合には、非営業的な旅行主催者自身も（例えば、スポーツ協会、教区の牧師など）、適用除外とされないという。このため、「古典的な」国際交流団体が適用除外となることは難しいであろう。

第六五一―条の規定は次の通りである。

「第六五一―条 外国学校滞在 (Gastschulaufenthalte)

(1) 三ヶ月以上の期間に亘る、正規の学校通学と結合した外国（受入国）の受入家庭での生徒の滞在を目的とする旅行には、以下の規定が適用される。より短期の外国学校滞在（第一文）又は実務修習のための受入国の受入家庭での滞在が目的である旅行契約については、本条の規定の適用が合意されているときのみ、以下の規定が適用される。

(2) 旅行主催者は、次のことにつき義務を負う。

1 生徒の参加に際しかつ受入国の事情により、受入家庭における生徒の適切な宿泊、監督及び世話のために配慮すること

2 受入国における生徒の正規の学校通学のための前提条件を作ること

(3) 次の事柄につき旅行主催者が遅くとも旅行開始の二週間前までに旅行者に情報提供をせずかつ滞在のための準備

を適切に行わなかった場合に、旅行者が旅行開始前に旅行を解除するときは、第六五一 i 条第二項第二文及び第三文並びに第三項の規定は適用されない。

1 到着後の生徒のために決定された受入家庭の名前及び住所

2 救済も請求できる受入国での相談者の名前と連絡方法

(4) 旅行終了まで旅行者はいつでも契約を解約できる。旅行者が解約するときは、旅行主催者は合意された旅行代金から節約された費用を控除した額を請求できる。旅行主催者は解除によって必要となった措置を講ずる義務、とりわけ契約が帰路運送を含んでいるときは、生徒を帰路運送する義務を負う。増加費用は旅行者の負担とする。旅行者が第六五一 e 条又は第六五一 j 条の規定により解約できるときは、上記の諸法文は適用しない。」

第一項は、過去においてその法的意味が他の表現の使用によってしばしば隠蔽されてきた外国学校滞在の特別な意味が契約であると明示することに役立つている。R. Schmidt は、その適用範囲は、主として「古典的な」生徒交換に制限されるべきである、という。実務修習は、特別な合意があるときにのみ、取り入れられる。

第二項により、適切な宿泊、監督及び世話のために配慮し通学のための前提条件を作らなければならない受入家庭での生徒の宿泊が規定されている。

第三項は、付加的に旅行主催者の情報提供義務について規定している。それによると、旅行主催者は、旅行者又はその代理人に、旅行開始の二週間前に受入家族の名前と住所及び相談者の連絡方法に関する必要な情報を与えなければならない。旅行者に必要な情報が与えられなかったときは、旅行者は、第六五一 i 条第二項又は第三項による損害賠償を支払うことなく、第六五一 i 条第一項により解除できる。

第四項により、旅行者は、個人的な理由から旅行を中止するときには、いつでも契約を解約できる。この場合、旅

行者は、費用の主要部分を負担しなければならない。

瑕疵により旅行が著しく侵害されたため（第六五一e条）、又は、契約締結時に予見できない不可抗力により、旅行が著しく困難若しくは危殆ならしめられ又は侵害されたため（第六五一j条）、旅行者が解約するときは、第六五一i条の規定は適用されないことを、立法者は明確にした。第一の場合には、旅行主催者が帰路運送の費用を単独で負担し、第二の場合には両契約当事者が費用を分担しなければならない。

四 おおわりに

受入国への運送、ホストファミリーの選択及び学校通学の可能性が組み合わされた生徒ホームステイ旅行がEC指令の意味するパック旅行に当たるかという問題に関して、一九九九年二月一日の欧州裁判所の先決的判決は、なるほど定期航空便による運送の組織は、指令第二条第一項a号のいう「運送」の構成要素を充たしているが、家族構成員のように取り扱われるホストファミリーでの生徒の無償での滞在は、指令の意味する宿泊とはみなされないと判断して、EC指令の意味するパック旅行性を否定した。

このため、近時、生徒ホームステイ旅行をパック旅行として主催旅行契約に関する規定により保護してきたドイツでは、この欧州裁判所判決が、ドイツの裁判所にとっては、将来ドイツの旅行契約法の適用範囲を制限するための根拠となりうるように思われたため、消費者保護のために、加盟国はEC指令よりも厳格な規定を採用又は選択できるとするEC指令第八条により、ホームステイ生徒の保護のため、民法のパック旅行規定中に第六五一i条（新規）の規定を挿入して、適切な明確化を図った。なお、ドイツには、主催旅行者等の登録制度はない。

いずれにせよ、「古典的な」生徒交換から旅行業者による営利事業まで、さまざまなホームステイ旅行があるから、各国の状況に応じて対策をとる必要がある。なお、わが国のパック旅行概念はEC指令のそれと異なり、サービスは一つでも良く、募集されたことを要するとする(旅行業法第二条第四項、標準旅行業約款主催旅行契約の部第二条第一項)。

(参考文献)

EUGH : Begriff der Pauschalreise i. S. der Richtlinie 90/314/EWG : Urt. v. 11. 2. 1999-Rs. C-237/97 (AFS Intercultural Programs Finland ry), EuzW 1999, 219-221 ; BT-Drs. 14/5944 (04. 05. 01), SS. 9-10 ; Ronald Schmid, Pauschalreiserecht-Die Aenderungen durch die Zweite Reiserechtsnovelle und die Schuldrechtsreform, MDR 2002, 791 ; Palandt, BGB, 2003 (62. Aufl.), 993-994.

EU指令の仮訳については、拙稿「主催旅行契約に関する資料(1)」広島法学一五巻三号(一九九二年)一〇七—二二九頁、ドイツ民法第六五一一条(新規)については、拙稿「ドイツにおける旅行規定第二改正法と旅行契約法の改正規定」広島法学二六巻一号(二〇〇二年)一八三—二〇一頁、ドイツ民法第六五一k条第六項については、拙稿「パック旅行に関する一九九〇年六月三日のEC閣僚理事会指令の施行のための(ドイツの)法律の立法理由と対案理由(2)」広島法学二四巻三号(二〇〇一年)一一〇頁も参照。

欧州裁判所については、岡村堯『ヨーロッパ法』(二〇〇一年、三省堂)の第四部(ヨーロッパ連合の司法制度)三〇一頁以下参照。「先決的判決」(Preliminary Ruling, Decision préjudicielle, Vorabentscheidung)については、予備的審決、事前決定、中間判決などの翻訳もなされているが(田沢五郎『ドイツ政治経済法制辞典』(一九九〇年、郁文社)三四五頁)、一般的には先決的判決という語が使用されているようである。この先決的判決の制度については、岡村前掲書の第五部(ヨーロッパ裁判所と国内裁判所の関係)三四九頁以下、山根裕子『新版EU/E C法』(一九九五年、有信堂)一四五頁以下を参照。

なお、本稿は、平成一三年〜一四年度科学研究費補助金基盤研究(C)(2)「EU統合と私法の統一(パック旅行指令の国内法化の場合)」による研究成果の一部である。